



「ベトナムローカル企業とのWEB商談会」のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響により、生産・調達拠点の多元化への関心が高まりつつあることを踏まえ、今般、信金中央金庫は、信用金庫お取引先におけるベトナムからの調達に焦点を当て、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下、「中小機構」）およびベトナム政府機関であるホーチミン市裾野産業発展センター（以下、「CSID」）との共催により、「ベトナムローカル企業とのWEB商談会」を下記のとおり開催いたします。

本商談会はWEB会議システム（Microsoft Teams）により実施するため、貴社におかれましては、日本本社、ベトナム現地法人等貴社施設から商談にご参加いただけます。

ベトナムローカル企業とのビジネスマッチングにご関心のある信用金庫お取引先の皆様には是非ご参加頂きたく、ご案内申し上げます。

記

1. 開催概要

日時	2021年3月15日（月）～2021年3月17日（水） ※商談スケジュールは、商談調整後に信金中央金庫より個別にご案内申し上げます。 ※上記商談期間で、最大30商談を予定しております。
実施方法	Microsoft Teams を用い、事務局（信金中央金庫）、信用金庫お取引先、ベトナムローカル企業の3拠点をつないだWEB商談形式にて実施
主催・共催・後援	主催：信金中央金庫 共催：独立行政法人中小企業基盤整備機構、ホーチミン市裾野産業発展センター 後援：独立行政法人国際協力機構、ベトナム日本人材開発インスティテュート（予定） 対象分野：金属加工、樹脂・ゴム成型
対象企業	日本側：信用金庫お取引先（親会社・海外現地法人とも可、製造業のみならず、商社等の参加も可（業種は問いません）） ベトナム側：CSIDが招聘するベトナムローカル企業（別紙1参照）
商談形式	事前調整した商談スケジュールに沿って1商談40分間（接続テストを含めて1時間）の商談を実施
通訳	信金中央金庫にて通訳者を用意しますので、信用金庫お取引先の通訳費用負担はございません。当該通訳者は事務局（信金中央金庫）にて通訳対応いたします。
参加費	無料（WEB面談にかかる通信費等については、信用金庫取引先負担）

2. 申込方法および商談調整方法

申込方法	別紙1「参加ベトナム企業」および、当ファイル別紙の「参加規約」をご参照のうえ、別紙2「申込書」を作成し、2021年1月26日（火）までに取引信用金庫にご提出ください。
スケジュール	<p>STEP 1：信用金庫お取引先は、2021年1月26日（火）までに取引信用金庫へ申込書提出</p> <p>STEP 2：商談上限を超える申込みがあった際は、信金中央金庫は、ベトナムローカル企業のニーズ等を踏まえ面談の調整を実施（～2021年2月12日頃（予定））</p> <p>STEP 3：信金中央金庫から、信用金庫お取引先に対して商談スケジュールおよび商談にかかる連絡事項を通知（2021年2月15日の週（予定））</p> <p>STEP 4：Microsoft Teams 接続テストを実施（2021年2月22日の週（予定））</p> <p>STEP 5：商談会実施（2021年3月15日（月）～3月17日（水））</p> <p>STEP 6：事後フォロー（商談状況を一定期間後に確認させていただきます。）（商談会開催の約3か月後、6か月後を予定）</p> <p>※詳細なスケジュールについては、適宜参加者宛に信金中央金庫より連絡します。</p>
ご留意事項	<p>▶商談のお申込みいただいた場合でも、ベトナム企業の商談ニーズや商談数の上限（30商談）によっては、ご希望に添えない場合がございますが、予めご了承ください。当日の商談時間については信金中央金庫より別途ご連絡いたします。</p> <p>▶お申し込み後のキャンセルはご遠慮ください。</p> <p>▶参加するベトナム企業はやむを得ず変更になる可能性があります。</p> <p>▶別紙「参加規約」を予めご確認のうえお申し込み願います。</p>
問い合わせ先	<p>(1) 日本での問い合わせ先 信金中央金庫 海外業務推進部（担当：出井、赤木） 電話番号：03-5202-7703 電子メール：s1000860@facetoface.ne.jp</p> <p>(2) ベトナムでの問い合わせ先 信金中央金庫 ベトナム投資開発銀行出向（担当：桑原） 電話番号：+84-(0)70-515-9393 電子メール：t.kuwahara@bidv.com.vn</p>

以 上

ベトナムローカル企業とのWEB商談会に関する参加規約

- ① 申込時の記載事項は、商談会の主催・共催者・後援者である信金中央金庫、中小機構、CSID、JICA および VJCC（以下、「主催者等」という。）ならびに信用金庫、商談調整先ベトナム企業に提供されます。
- ② 主催者等に対して、商談状況、商談結果等について報告および情報還元を求められることがあります。
- ③ 申込時の記載内容に変更があった場合には、信金中央金庫宛連絡をお願いします。
- ④ 選考状況、商談結果が信金中央金庫および信用金庫から通知されることがあります。
- ⑤ 商談会への参加が不適切であると主催者等が判断した場合については、参加できない場合があります。
- ⑥ 申込者は、次のイおよびロを確約し、現在および将来にわたってこれに反した場合には、主催者・共催者の判断により商談会への参加を取り下げます。
 - イ. 私は、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者には該当しません。
 - ロ. 私は、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をしまは暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用いまたは威力を用いて主催者等の信用を毀損しまは主催者等の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行いません。
- ⑦ 主催者等は、申込者に対して取引候補先の紹介を保証するものではありません。また、取引候補先との商談および取引が取引候補先の都合または天災等の不可抗力等により、中止または延期になった場合においても、主催者等は一切の責任を負わず、かかる事態により申込者に発生した損害または追加費用につき、主催者等は一切負担しません。
- ⑧ 取引候補先との取引の実施は、申込者の判断と責任のもとで行うこととし、取引の実施により、または実施しないことにより申込者に発生した損害または追加費用（以下に掲げるものを含むが、これに限られません。）につき、主催者等は一切の責任を負いません。
 - イ. 取引候補先に外注した納期の遅延および取引候補先から調達した製品の品質不良その他の瑕疵に起因して発生した損害または追加費用
 - ロ. 取引候補先に販売した製品の代金の回収遅延または不能に起因して発生した損害または追加費用
- ⑨ 当商談会の参加にかかる一切の費用（以下に掲げるものを含むがこれに限られません。）は、申込者が負担すること。
 - イ. ウェブ商談に係る通信費等
 - ロ. 当商談会に関して申込者に発生したいかなる損害および追加費用
- ⑩ 当商談会に関し第三者との紛争等が生じた場合、申込者は自己の責任と費用負担により、これを解決しまは第三者に対しその損害を賠償するものとし、主催者等は一切の責任を負いません。

以上